

特定の機能を有する薬局の認定制度について

保健福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月施行

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、1年ごとの更新）

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（今回規定した「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

<地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

<専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

<地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、
医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、
それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）

<専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、
それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

<地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、
特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）

<専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、
特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

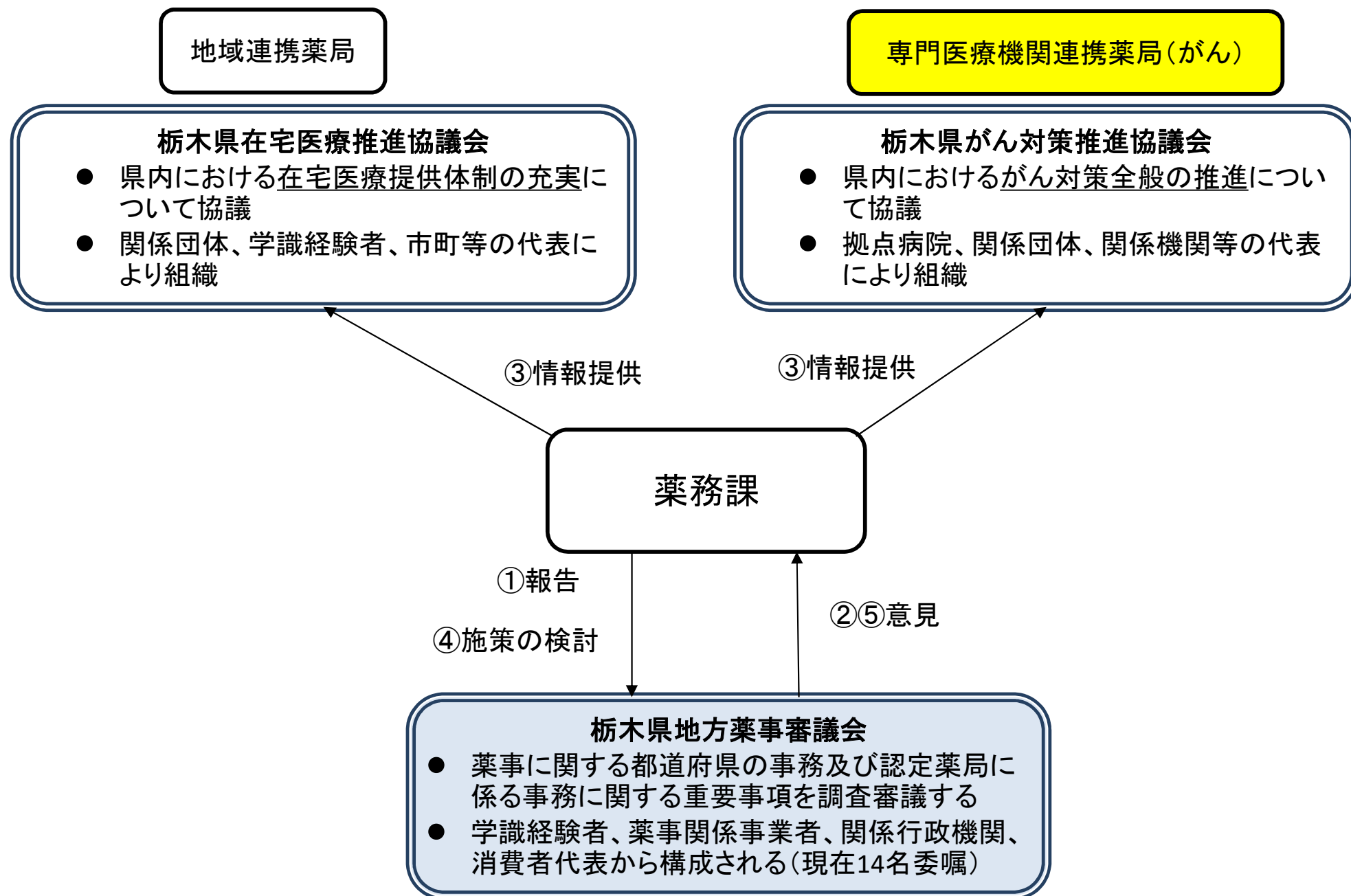
<地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、
計画的な研修受講、医療安全対策

<専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、
がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

● 在宅医療に対応する体制

<地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

認定薬局の調査審議に係る連携体制



認定薬局数(令和3年11月4日現在)

保健医療圏	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛	合計
地域連携薬局	2	3	6	1	5	2	19
専門医療機関連携薬局 (がん)	0	0	0	0	1※	0	1

※専門医療機関連携薬局(がん)

さくら薬局 自治医大前店(下野市医大前3-12-1) クラフト株式会社

◆最新の認定薬局の一覧を栃木県ホームページに掲載しています。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e08/welfare/kusuri/kusuri/ninteyakkyoku_kenminmuke.html

◆とちぎ医療情報ネットから検索することもできます。

<http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>

認定薬局の一覧



とちぎ医療情報ネット



認定薬局推進事業（令和3年度から3カ年計画）

目的

薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、**患者が自身に適した薬局を選択**できるよう、**特定の機能を有すると認められる薬局**について、都道府県の認定により名称表示を可能とする認定薬局制度が施行された。（令和3（2021）年8月施行）。

認定薬局推進のためには、**県民への制度の周知**はもとより、薬局が認定を受けるために必要な**医療機関等との情報連携体制の構築**が必要不可欠であり、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医療提供体制を確保することが重要がある。

県では**令和3年度から3カ年計画**で、これまでに実施した事業で判明した薬局と関係機関との連携の課題の克服や、事業の成果物である情報連携ツールを活用し、**薬局機能の強化及び多職種との連携体制を構築**し、認定薬局及び「患者のための薬局ビジョン」の更なる推進を図っている。

事業内容

I 認定薬局啓発事業

II 認定薬局意向調査 → 課題解決事業

III 患者症例検討事業

IV 研修会開催事業

認定薬局の推進

かかりつけ薬局の更なる推進

